

令和 7 年度久留米市介護予防普及啓発事業
「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務仕様書

1. 業務名

令和 7 年度介護予防普及啓発事業「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務

2. 事業目的

本業務は、効果的な運動プログラムを実施することで、心身機能の維持・向上及び認知症予防など介護予防の知識を普及するとともに、事業終了後も、教室参加者が集まり引き続き交流を図る機会を設けることで、地域において自主的な介護予防の活動等に参加することにより、生きがいや自己実現の取り組みにつながるよう支援することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 参加対象者

久留米市に在住する概ね 65 歳以上の高齢者

5. 業務内容

- (1) 当該事業は、高齢者が要介護状態等とならないことを目的として行うものであり、高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の改善のみならず、日常生活の活動を高め、社会参加を促し、QOL の向上も目指すものである。そのため、教室終了後も参加者が運動習慣を継続できるようプログラムを提供するとともに、教室参加者が終了後も集まり、お互い交流を図れるような仕組みを導入すること。
- (2) 上記の (1) を踏まえたプログラムや仕組みを作成し、提出すること。
- (3) (2) の作成段階において市とその効果について協議を行うこと。
- (4) 教室開催中の参加者の参加回数の把握し、市へ報告すること。
- (5) 教室開始時は、血圧測定を行うなど安全面に配慮した教室運営を行うこと。
- (6) プログラムの初期や後期において、身体測定、体力測定（CS-30・開眼片脚立位・TUG を基本）、フレイルに関する集計・評価を行い、参加者毎の結果票を作成し、参加者にトレーニング効果を示しながら運動習慣の継続、生活習慣の改善を促すこと。また、体力測定等の結果については集計及び評価し、市に提出すること。
- (7) 事業の定員や実施会場・日時等、教室実施時間、実施項目、配置スタッフは、別表 1 のとおりとし、安全かつ適切に実施できるよう配慮すること。
- (8) 参加者の ADL や習得状況に合わせて、運動強度や脳の体操等の難易度を検討すること。
- (9) 必要に応じて事業実施に係る運動用具等を準備し、会場設営・受付事務を行うこと。ただし、市が所有する運動用具等に在庫があれば使用することができるものとする。
- (10) 別紙 1 において予定する会場及び日程（実施時間）にて教室を実施すること。ただし、会場及び日程（実施時間）は、天候の状況、会場の都合等によって、変更、中止することがある。
- (11) 参加者が意欲的に運動を継続でき、体力測定の結果等からその効果を確認できるよう、冊子等を作成すること。
- (12) 事業実施中の参加者の事故等に備え、傷害保険に加入すること。また、加入後速やかに保険証券の写しを市に提出すること。

- (13) 事業実施中の参加者の事故等に備え、緊急時対応マニュアルを作成し、市に提出すること。
- (14) 事業実施前に実施会場を確認し、施設管理者と施設の使用方法について確認すること。

6. 受託者

5. 「業務内容」で定める内容について、参加申し込みの受付や運動用具等の準備、会場設営、事業の補助などの専門性を要しない部分については、効率的な運営を図るため、その一部又は全部を法人や地域団体等に再委託することができるものとする。ただし、あらかじめ市に報告すること。

7. 報告及び委託料

- (1) 受託者は、事業実施報告書を毎月作成し市に提出すること。
- (2) 市は、事業実施報告書を受理後、速やかに検査を行う。受託者は検査合格後、請求書により月毎に委託料を請求し、市は速やかに支払うものとする。
- (3) 委託料は単価契約とし、項目については以下のとおりとする。

教室開催経費（1回あたりの単価）

※参加者管理（出欠管理や申込受付等含む）、書類作成、講話等資料作成・印刷、教室（身体測定・体力測定、その他測定結果等）評価、機材運搬、運動用具管理等含む。

8. その他

- (1) 業務上取扱う個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に則り適切に措置すること。
- (2) 契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、市が定める「誓約書」を提出すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び久留米市障害を理由とする差別をなくす条例（令和5年久留米市条例第35号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。
- (4) その他必要な事項は、市と受託者が協議のうえ決定する。

(別表 1)

業務名	「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」
参加対象者	久留米市に在住する概ね 65 歳以上の高齢者
定員	25 名程度／1 会場 4 会場 合計 100 名
実施会場・日時等	別紙 1 のとおり。ただし、変更、中止又は追加する場合あり
教室実施時間	90 分程度
実施項目	① 会場設営 ② 受付及び体調確認 ③ 体力測定・評価 ④ 教室資料作成 ⑤ 介護予防の基本的な知識の習得につながる講話（栄養・口腔・社会参加・運動） ⑥ 筋力トレーニング、有酸素運動、機能的トレーニングを組み合わせたサーキットトレーニング ⑦ ストレッチ ⑧ バランス運動 ⑨ 脳の体操 ⑩ 報告書作成 ⑪ 事業評価 ⑫ 教室終了後、参加者が運動習慣を継続するためのプログラム提案・実施 ⑬ 教室参加者が教室終了後、交流が図れる仕組みづくりの提案
配置スタッフ	（指導員） 健康運動指導士、理学療法士又は作業療法士 1 名以上 （補助スタッフ） 保健師、看護師又は体力測定の方法を正確に理解している者（資格は問わない） 1 名以上

令和7年度 介護予防普及啓発事業「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」実施日程表

会場		荘島体育館 (荘島町11-1)					城島げんきかん (城島町檜津739-1)					昌普久苑 (上津町1890-1)					久留米アリーナ (東櫛原町170-1)				
連絡先		33-3003					62-2122					22-2660					39-7371				
期間		後期					後期					後期					後期				
場所		軽運動室					健康フロア①②					ホール					武道場(畳)				
人数		28					20					20					28				
曜日		金曜日					木曜日					火曜日					水曜日				
会場予約		9:00～11:00					13:00～16:00					9:00～12:00					13:00～16:00				
実施時間		9:15～10:45					14:00～15:30					10:00～11:30					14:00～15:30				
日程	1回目	10	月	31	日	(金)	11	月	20	日	(木)	11	月	11	日	(火)	11	月	12	日	(水)
	2回目	11	月	7	日	(金)	11	月	27	日	(木)	11	月	18	日	(火)	11	月	19	日	(水)
	3回目	11	月	14	日	(金)	12	月	4	日	(木)	11	月	25	日	(火)	11	月	26	日	(水)
	4回目	11	月	21	日	(金)	12	月	11	日	(木)	12	月	2	日	(火)	12	月	3	日	(水)
	5回目	11	月	28	日	(金)	12	月	18	日	(木)	12	月	9	日	(火)	12	月	17	日	(水)
	6回目	12	月	5	日	(金)	1	月	8	日	(木)	12	月	16	日	(火)	12	月	24	日	(水)
	7回目	12	月	12	日	(金)	1	月	15	日	(木)	12	月	23	日	(火)	1	月	7	日	(水)
	8回目	12	月	19	日	(金)	1	月	22	日	(木)	1	月	6	日	(火)	1	月	14	日	(水)
	9回目	1	月	9	日	(金)	1	月	29	日	(木)	1	月	13	日	(火)	1	月	21	日	(水)
	10回目	1	月	16	日	(金)	2	月	5	日	(木)	1	月	20	日	(火)	1	月	28	日	(水)
	11回目	1	月	23	日	(金)	2	月	12	日	(木)	1	月	27	日	(火)	2	月	4	日	(水)
	12回目	1	月	30	日	(金)	2	月	19	日	(木)	2	月	3	日	(火)	2	月	18	日	(水)
	13回目	2	月	6	日	(金)	2	月	26	日	(木)	2	月	10	日	(火)	2	月	25	日	(水)
	14回目	2	月	13	日	(金)	3	月	5	日	(木)	2	月	17	日	(火)	3	月	4	日	(水)
	15回目	2	月	20	日	(金)	3	月	12	日	(木)	2	月	24	日	(火)	3	月	11	日	(水)
	16回目	2	月	27	日	(金)	3	月	19	日	(木)	3	月	3	日	(火)	3	月	18	日	(水)
	予備日	3	月	6	日	(金)	3	月	26	日	(木)	3	月	10	日	(火)	3	月	25	日	(水)